

○こうち人づくり広域連合職員の職の設置等に関する規則

平成14年12月 1 日

規 則 第 5 号

改正 平成19年 3 月29日 規則第 2 号

改正 令和 3 年 1 月29日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、こうち人づくり広域連合事務局に勤務する職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第 2 条 事務局に事務局長、次長、チームにチーフ、主任、主幹、主査及び主事を置く。

(法令等による職名)

第 3 条 職名について法令等に特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第 2 条に定める職名のほか、別に職名を併せて用いることができる。

(職務)

第 4 条 事務局長は、広域連合長の命を受け、広域連合の事務を総括整理するとともに、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

3 チーフは、上司の命を受け、チームの事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

4 主任は、上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理する。

5 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理する。

6 主査は、上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理する。

7 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職の任命)

第 5 条 第 2 条の規定に定める職は、広域連合長が命ずる。

(その他の職員)

第 6 条 2 条に規定するもののほか、事務局に必要な応じて臨時的任用職員及び会計年度任用職員を置くことができる。

(職務権限の代行)

第 7 条 事務局長に事故があるときは、次長（事務局長と兼務の場合又は置かない場合は、総務チームのチーフ）がその職務を代行する。

附 則

この規則は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。